

第5 今後の対応

- 1 必要な改革を具体的に提言した出資団体等・会計については、事業や運営体制等に課題があることから、取り組むべき項目やその期限等を具体的に設定した改革工程表等に基づき、改革を断行すべきであり、その計画及び実施状況については、ホームページその他の広報媒体、常任委員会等の場において公表し、県民の理解を得られるよう、説明責任を確実に果たすべきである。
また、精査団体等以外の出資団体等・会計についても、例えば県の人的・財政的関与の度合い、或いは県の監査や「経営評価チーム」による経営状況等の点検・評価結果などをふまえ、改革の必要度別に分類した上で、必要な団体等については、課題に応じた改革工程表を作成し、平成19年第2回定例会を目途に議会あて提出するとともに、改革に着手すべきである。
- 2 県及び精査団体等は、改革の実施に当たり、改革工程表において改革遂行に責任を有する者（職）を明示するなど、役員等の責任体制を明確にすべきである。
- 3 これらの改革を推進するためにも、出資団体指導室による指導の強化はもちろんのこと所管部局と相互に連携することにより、支援・管理体制の更なる充実を図るべきである。
- 4 出資団体等においては、県関係の事業実施の観点のみから、退職者等県関係者を役員として要請するばかりではなく、団体の事業実施及び目的遂行のために真に必要な人材として民間からの人材の活用もさらに図るべきである。
- 5 今回の改革工程表の実施期間は第4次行財政改革大綱の実施期間である3年の期限を越える期間を定めているものが多いことから、今後も従前と同様の期間において、調査特別委員会などの場において、改革の達成状況を確認することとする。